

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方税法の一部改正により、次のとおり改正するものであります。

(1) 固定資産税の課税標準について

ア 水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場又は事業場が、汚水又は廃液の処理施設を新たに取得した際に評価額に乗じる特例率を引き上げること。

イ 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る特例措置を廃止すること。

ウ 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の対象となる規模の区分が見直されたことに伴い、それぞれの区分の特例率を定めること。

(2) 法人市民税について、法人税割の税率を引き下げること。

(3) 軽自動車税について

ア 従来の「軽自動車税」の名称を、軽自動車税の「種別割」に改めること。

イ 軽自動車税に「環境性能割」が創設されたことに伴い、その減免及び過料の規定並びに税率の特例を定めること。

ウ 当分の間、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収事務等は、神奈川県が自動車税の環境性能割の例により行うこととすること。

(4) 移動が生じた引用条項を改めるとともに、字句等を整理すること。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

(秦野市市税条例の一部改正)

第1条 秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「賦課徴収に関し」を「賦課徴収について」に改める。

第47条中「施行に関し」を「施行について」に改める。

附則第16項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に改める。

附則第22項中「3分の1」を「2分の1」に改める。

附則第24項を削る。

附則第25項中「法附則第15条第2項第7号」を「法附則第15条第2項第6号」に改め、同項を附則第24項とし、附則第26項を附則第25項とする。

附則第43項中「附則第40項の表」を「附則第44項の表」に改め、同項を附則第47項とする。

附則第42項中「附則第39項の表」を「附則第43項の表」に改め、同項を附則第46項とする。

附則第41項中「附則第38項の表」を「附則第42項の表」に改め、同項を附則第45項とし、附則第40項を附則第44項とする。

附則第39項の表以外の部分中「次項、附則第42項及び附則第43項」を「次項、附則第46項及び附則第47項」に改め、同項を附則第43項とし、附則第36項から附則第38項までを4項ずつ繰り下げる。

附則第35項中「法附則第15条の8第4項」を「法附則第15条の8第2項」に改め、同項を附則第39項とする。

附則第34項を附則第38項とし、附則第31項から附則第33項までを4項ずつ繰り下げる。

附則第30項中「法附則第15条第32項第2号ハ」を「法附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を附則第34項とする。

附則第29項中「法附則第15条第32項第2号ロ」を「法附則第15条

第32項第3号ロ」に改め、同項を附則第33項とする。

附則第28項中「法附則第15条第32項第2号イ」を「法附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を附則第32項とし、附則第27項を附則第26項とし、同項の次に次の5項を加える。

27 法附則第15条第32項第1号ハの条例で定める割合は、3分の2とする。

28 法附則第15条第32項第1号ニの条例で定める割合は、3分の2とする。

29 法附則第15条第32項第1号ホの条例で定める割合は、3分の2とする。

30 法附則第15条第32項第2号イの条例で定める割合は、4分の3とする。

31 法附則第15条第32項第2号ロの条例で定める割合は、4分の3とする。

第2条 秦野市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第36項中「法附則第15条第44項」を「法附則第15条第43項」に改める。

附則第37項中「法附則第15条第45項」を「法附則第15条第44項」に改める。

附則第38項中「法附則第15条第47項」を「法附則第15条第46項」に改める。

第3条 秦野市市税条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第14条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第15条第1項第1号中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改め、同項第2号中「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。

第30条及び第30条の2中「軽自動車税」を「環境性能割及び種別割」に改める。

第31条（見出しを含む。）及び第32条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第33条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に改める。

第 3 3 条の次に次の 1 条を加える。

(環境性能割の減免)

第 3 3 条の 2 市長は、天災その他特別の事情がある場合において環境性能割の減免を必要と認める者その他特別の事業がある者が取得する 3 輪以上の軽自動車であつて、規則で定めるものについて、環境性能割を減免する。

2 環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項は、規則で定める。

第 3 4 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免する」を「規則で定めるものに対し、種別割を減免する」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 3 5 条第 2 項前段中「法第 4 4 2 条の 2 第 3 項ただし書又は法第 4 4 3 条の規定により軽自動車税を」を「法第 4 4 3 条第 3 項ただし書又は法第 4 4 5 条の規定により種別割を」に改め、同項後段中「軽自動車税を課されるべき」を「種別割を課されるべき」に、「法第 4 4 2 条の 2 第 3 項ただし書又は法第 4 4 3 条の規定により軽自動車税を」を「法第 4 4 3 条第 3 項ただし書又は法第 4 4 5 条の規定により種別割を」に改め、同条第 6 項中「、又は」を「又は」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 4 9 条第 1 項第 3 号中「法第 3 8 3 条」の次に「、第 4 5 4 条」を加える。

附則第 4 1 項の前の見出し中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加え、同項の表以外の部分中「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「左欄に掲げる規定」を「左欄に掲げる同条の規定」に改め、同項の表中

「

第 3 1 条第 2 号ア (イ)
第 3 1 条第 2 号ア (ウ)

」を「

第 2 号ア (イ)
第 2 号ア (ウ)

」に改める。

附則第 4 2 項から附則第 4 7 項までを次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

4 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、神奈川県が自動車

税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び課税免除の特例)

4 3 市長は、当分の間、第 3 0 条及び第 3 0 条の 2 の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

4 4 市長は、当分の間、第 3 3 条の 2 の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

4 5 法第 4 5 4 条の規定による申告納付は、当分の間、神奈川県知事に行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

4 6 本市は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 2 9 条の 1 6 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

4 7 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する法第 4 5 1 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 項	1 0 0 分の 1	1 0 0 分の 0 . 5
第 2 項	1 0 0 分の 2	1 0 0 分の 1
第 3 項	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 2

附則に次の 1 項を加える。

4 8 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する法第 4 5 1 条第 3 項の規定の適用については、当分の間、同項中「1 0 0 分の 3」とあるのは、「1 0 0 分の 2」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 3 1 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は同年 1 0 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例（以下「新条例」という。）第14条及び第15条第1項の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分及び連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 6 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 7 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第71号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
秦野市市税条例の一部改正	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市税の賦課徴収について必要な事項を定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第47条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1-15 (略)</p> <p>(平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</p> <p>16 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定により平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>及び法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しな</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市税の賦課徴収に関し必要な事項を定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1-15 (略)</p> <p>(平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</p> <p>16 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第18条の規定により平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>及び法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しな</p>

い。

17-21 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

22 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、2分の1とする。

23 (略)

24 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は、4分の3とする。

25・26 (略)

27 法附則第15条第3項第1号ハの条例で定める割合は、3分の2とする。

28 法附則第15条第3項第1号ニの条例で定める割合は、3分の2とする。

29 法附則第15条第3項第1号ホの条例で定める割合は、3分の2とする。

30 法附則第15条第3項第2号イの条例で定める割合は、4分の3とする。

31 法附則第15条第3項第2号ロの条例で定める割合は、4分の3とする。

32 法附則第15条第3項第3号イの条例で定める割合は、

い。

17-21 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

22 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、3分の1とする。

23 (略)

24 法附則第15条第2項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第2項第7号の条例で定める割合は、4分の3とする。

26・27 (略)

28 法附則第15条第3項第2号イの条例で定める割合は、

2分の1とする。

33 法附則第15条第32項第3号ロの条例で定める割合は、
2分の1とする。

34 法附則第15条第32項第3号ハの条例で定める割合は、
2分の1とする。

35-38 (略)

39 法附則第15条の8第2項の条例で定める割合は、3分の
2とする。

40-42 (略)

43 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上
の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるもの
に限る。次項、附則第46項及び附則第47項において同じ。）
に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平
成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車
両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車
税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

44 (略)

45 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上
の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その
軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成

2分の1とする。

29 法附則第15条第32項第2号ロの条例で定める割合は、
2分の1とする。

30 法附則第15条第32項第2号ハの条例で定める割合は、
2分の1とする。

31-34 (略)

35 法附則第15条の8第4項の条例で定める割合は、3分の
2とする。

36-38 (略)

39 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上
の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるもの
に限る。次項、附則第42項及び附則第43項において同じ。）
に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平
成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車
両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車
税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

40 (略)

41 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上
の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その
軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成

30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、**附則第42項の表**の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

46 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、**附則第43項の表**の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

47 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、**附則第44項の表**の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、**附則第38項の表**の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

42 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、**附則第39項の表**の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

43 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、**附則第40項の表**の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

秦野市市税条例の一部改正

附 則

1－35 (略)

36 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、3分の1とする。

37 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の2とする。

38 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、零とする。

39－47 (略)

附 則

1－35 (略)

36 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1とする。

37 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。

38 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、零とする。

39－47 (略)

秦野市市税条例の一部改正

(納税証明事項等)

第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する納税証明事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象の軽自動車又は2輪の小型自動車に係る種別割が天災その他のやむを得ない理由により滞納されている場合において、その滞納の事実及びその理由とする。

(納税証明事項等)

第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する納税証明事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象の軽自動車又は2輪の小型自動車に係る軽自動車税が天災その他のやむを得ない理由により滞納されている場合において、その滞納の事実及びその理由とす

2 (略)

(法人税割の税率)

第14条 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

(法人の市民税の課税の特例)

第15条 次の各号に掲げる法人に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、その法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1) 資本金等の額が1億円未満である法人、資本金等の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等 8.4分の2.4

(2) 資本金等の額が1億円以上5億円未満の法人 8.4分の1.2

2・3 (略)

(日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第30条 日本赤十字社が所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）のうち、直接その本来の事業のために使用するもので、救急用のものに対しては、環境性能割及び種別割を課さな

る。

2 (略)

(法人税割の税率)

第14条 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

(法人の市民税の課税の特例)

第15条 次の各号に掲げる法人に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、その法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1) 資本金等の額が1億円未満である法人、資本金等の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等 12.1分の2.4

(2) 資本金等の額が1億円以上5億円未満の法人 12.1分の1.2

2・3 (略)

(日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第30条 日本赤十字社が所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）のうち、直接その本来の事業のために使用するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

い。

(軽自動車税の課税免除)

第30条の2 軽自動車等のうち、商品であって使用しないものについては、環境性能割及び種別割を課さない。

(種別割の税率)

第31条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれの各号に定める額とする。

(1)－(3) (略)

(種別割の納期)

第32条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割に関する申告及び報告)

第33条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2－4 (略)

(環境性能割の減免)

第33条の2 市長は、天災その他特別の事情がある場合において環境性能割の減免を必要と認める者その他特別の事情がある者が取得する3輪以上の軽自動車であって、規則で定めるもの

(軽自動車税の課税免除)

第30条の2 軽自動車等のうち、商品であって使用しないものについては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第31条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれの各号に定める額とする。

(1)－(3) (略)

(軽自動車税の納期)

第32条 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税に関する申告及び報告)

第33条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2－4 (略)

について、環境性能割を減免する。

2 環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項は、規則で定める。

(種別割の減免)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、規則で定めるものに対し、種別割を減免する。

(1) - (4) (略)

2 前項第3号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、市長に対し、その軽自動車等の提示(市長が提示に代わると認める書類の提出があるときは、その書類の提出)をしなければならない。

3 第20条第2項及び第3項の規定は、第1項に規定する種別割の減免について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第35条 (略)

2 法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定により種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に標識交付申請書を提出し、かつ、その原動機付自転車又は小型特殊自動車を提示して、その車体に取り付けるべき

(軽自動車税の減免)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免する。

(1) - (4) (略)

2 前項第3号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、市長に対し、その軽自動車等の提示(市長が提示に代わると認める書類の提出があるときは、その書類の提出)をしなければならない。

3 第20条第2項及び第3項の規定は、第1項に規定する軽自動車税の減免について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第35条 (略)

2 法第442条の2第3項ただし書又は法第443条の規定により軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に標識交付申請書を提出し、かつ、その原動機付自転車又は小型特殊自動車を提示して、その車体に取り

標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定により種別割を課されないこととなったときにおけるその原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3-5 (略)

6 第2項に規定する標識及び第3項に規定する証明書の交付を受けた者は、その原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、その原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又はその原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、その標識及び証明書を市長に返納しなければならない。

7・8 (略)

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料を科する。

(1)・(2) (略)

(3) 第16条第2項若しくは第3項、第27条、第33条又は法第383条、第454条、第473条第1項若しくは第2項若しくは第599条第1項の規定により申告又は報告をす

付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第442条の2第3項ただし書又は法第443条の規定により軽自動車税を課されないこととなったときにおけるその原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3-5 (略)

6 第2項に規定する標識及び第3項に規定する証明書の交付を受けた者は、その原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、その原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又はその原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、その標識及び証明書を市長に返納しなければならない。

7・8 (略)

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料を科する。

(1)・(2) (略)

(3) 第16条第2項若しくは第3項、第27条、第33条又は法第383条、第473条第1項若しくは第2項若しくは第599条第1項の規定により申告又は報告をすべき事項につ

べき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった者

2 (略)

附 則

1-40 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

4 1 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対するその軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第31条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	(略)	(略)
第2号ア（ウ）	(略)	(略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

4 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

いて、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった者

2 (略)

附 則

1-40 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

4 1 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対するその軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第31条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア（イ）	(略)	(略)
第31条第2号ア（ウ）	(略)	(略)

4 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び課税免除の特例)

43 市長は、当分の間、第30条及び第30条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

43 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第46項及び附則第47項において同じ。)に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

4 4 市長は、当分の間、第33条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第31条第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

4 5 法第454条の規定による申告納付は、当分の間、神奈川県知事に行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

4 6 本市は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

4 7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する法第451条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる

4 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第42項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

4 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第43項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

4 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車

字句とする。

第1項	100分の1	100分の0.5
第2項	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

48 自家用の3輪以上の軽自動車に対する法第451条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から、第3条の規定は同年10月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例（以下「新条例」という。）第14条及び第15条第1項の規定は、平成31年

両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第44項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

10月1日以後に開始する事業年度分及び連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

6 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

7 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成
32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、
平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例に
よる。

秦野市市税条例の一部を改正することについて

1 固定資産税の地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）の改正

国が一律に定めていた地方税の特例措置の内容を地方自治体の条例で決定できるようにするという趣旨から導入された、固定資産税の課税標準の特例措置（わがまち特例）について、法改正による制度の見直し又は廃止に伴い、条例を改正するものです（施行日は、いずれも公布の日）。

(1) 汚水又は廃液処理施設

ア 改正の概要

水質汚濁防止法に規定する、特定施設等を設置する工場又は事業場が、汚水又は廃液の処理施設を新たに取得した際に評価額に乗じる特例率を引き上げるものです。（附則第 2 2 項）

現 行		改正後	
特例率	参酌基準	特例率	参酌基準
3 分の 1	3 分の 1 を参酌し 6 分の 1 から 2 分 の 1 の範囲内	2 分の 1	2 分の 1 を参酌し 3 分の 1 から 3 分 の 2 の範囲内

イ 取得期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

ウ 適用期限

なし

(2) 特定有害物質の排出等抑制施設

土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る特例措置を廃止するものです。（附則第 2 4 項）

特例率	参酌基準	取得期間
2 分の 1	2 分の 1 を参酌し 3 分の 2 から 3 分の 1 の範囲内	平成 2 8 年 4 月 1 日から 平成 3 0 年 3 月 3 1 日ま でに取得した設備

(3) 再生可能エネルギー発電設備

ア 改正の概要

再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の対象となる規模の区分が見直されたことに伴い、それぞれの区分の特例率を定めるものです。

イ 対象設備及び特例率

対象設備	現 行			改正後			市税 条例	
	区分	特例率	参酌基準	区分	特例率	参酌基準		
①	太陽光 発電設備	10kw 以上 自家消費型	2 / 3	2/3 を参酌し 1/2 から 5/6 の範囲内	1,000kw 未満	2 / 3	2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内	附則 第 25 項
②					1,000kw 以上	3 / 4	3/4 を参酌 し 7/12 から 11/12 の 範囲内	附則 第 30 項
③	風力 発電設備	1 万 kw 以上	2 / 3	2/3 を参酌し 1/2 から 5/6 の範囲内	20kw 未満	3 / 4	3/4 を参酌 し 7/12 から 11/12 の 範囲内	附則 第 31 項
④					20kw 以上	2 / 3	2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内	附則 第 26 項
⑤	水力 発電設備	3 万 kw 以上	1 / 2	1/2 を参酌し 1/3 から 2/3 の範囲内	5,000kw 未満	1 / 2	1/2 を参酌 し 1/3 から 2/3 の 範囲内	附則 第 32 項
⑥					5,000kw 以上	2 / 3	2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内	附則 第 27 項
⑦	地熱 発電設備	1,000kw 以上	1 / 2	1/2 を参酌し 1/3 から 2/3 の範囲内	1,000kw 未満	2 / 3	2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内	附則 第 28 項
⑧					1,000kw 以上	1 / 2	1/2 を参酌 し 1/3 から 2/3 の 範囲内	附則 第 33 項
⑨	バイオマス 発電設備	2 万 kw 未満	1 / 2	1/2 を参酌し 1/3 から 2/3 の範囲内	1 万 kw 未満	1 / 2	1/2 を参酌 し 1/3 から 2/3 の 範囲内	附則 第 34 項
⑩					1 万 kw 以上 2 万 kw 未満	2 / 3	2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内	附則 第 29 項

※ 特例率とは、固定資産税の課税標準額を減額するための優遇措置で、評価額に特例率を乗じて得た金額が課税標準額となる。

ウ 取得期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

エ 適用期限

平成31年度課税分以後、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分

2 地方法人課税の偏在是正による法人市民税の税率の引下げ

(1) 改正の概要

平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げに合わせ、地方税法に定める法人税割の税率が引き下げられることとなり、引下げ相当分は、地方自治体間の税収の偏在を是正するため、地方法人税として国税化されます。

これに伴い、本市の法人税割の税率を標準税率と同率に改正するものです（施行日は、平成31年10月1日）。

(2) 税率

法人の区分 (資本金等の額)	法人税割		差
	現 行	改正後	
1 億 円 未 満	9.7%	6.0%	△3.7 ポイント
1億円以上5億円未満	10.9%	7.2%	
5 億 円 以 上	12.1%	8.4%	

(3) 適用日

平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用します。

3 車体課税の見直しによる軽自動車税の環境性能割の導入

(1) 改正の概要

平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げに合わせ、県税である自動車取得税が廃止されるとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する「環境性能割」が導入されます。環境性能割は、環境性能に応じた税率区分を適用し、軽自動車の取得価格を課税標準額として登録時に取得者に課税されるものです。

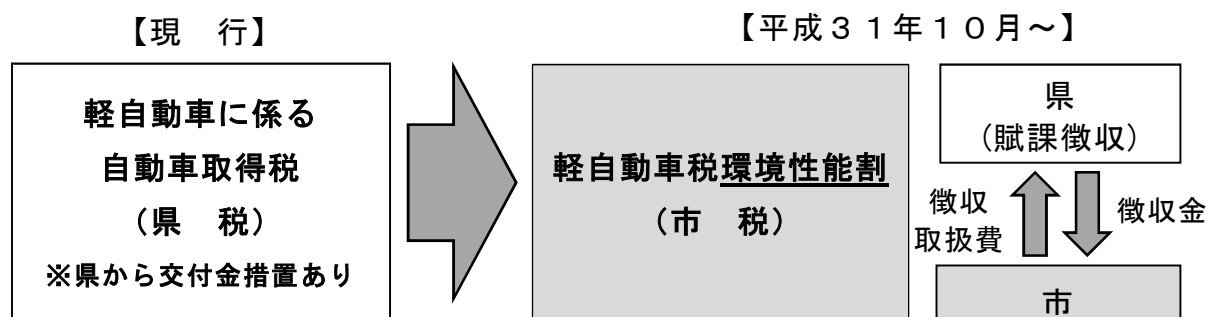
これに伴い、軽自動車税に係る規定を改正するものです。

なお、当分の間、自動車税環境性能割（県税）と合わせて、県が賦課徴収事務等を行うため、課税免除等を県内統一の取扱いとします。

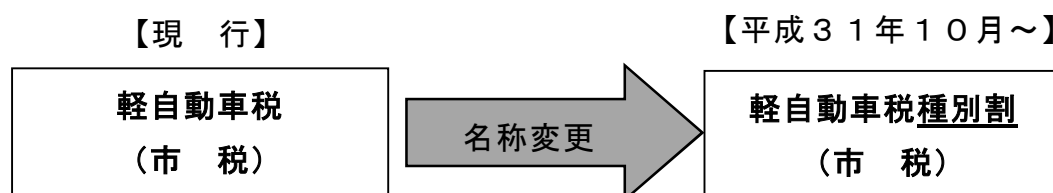
また、毎年納税する従来の軽自動車税は、「種別割」に名称が変更になります（施行日は、平成31年10月1日）。

〔軽自動車課税のイメージ図〕

ア 環境性能割（取得者課税）



イ 種別割（所有者課税）



※対象車両、税率等は変更なし

(2) 環境性能割の適用条件及び税率

車種区分		環境性能割の税率	
		自家用	営業用
①	電気自動車、天然ガス自動車	非課税	非課税
②	乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+10%達成車		
③	貨物車 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+20%達成車		
④	乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車 (又は平成22年度燃費基準+50%達成車)	1%	0.5%
⑤	貨物車 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 (又は平成22年度燃費基準+44%達成車)		
⑥	乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車	2%	1%
⑦	貨物車 (又は平成22年度燃費基準+38%達成車)		
⑧	上記以外の車		2%

※1 貨物車は、車両総重量2.5トン以下のトラック

※2 自家用の⑧及び営業用の④～⑧は、当分の間の税率

〔自動車取得税と環境性能割における軽自動車の税率比較〕

【現行】(自動車取得税)

【平成31年10月～】(環境性能割)

車種区分		税率	
		自家用 営業用	
電気自動車、天然ガス自動車等		非課税	
平成30年 排出ガス 基準50% 低減達成 又は 平成17年 排出ガス 基準75% 低減達成 かつ	平成32年度燃費基準+40%達成車		
	平成32年度燃費基準+30%達成車		0.4%
	平成32年度燃費基準+20%達成車		0.8%
	平成32年度燃費基準+10%達成車		1.2%
平成32年度燃費基準達成車		1.6%	
上記以外		2%	

車種区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、天然ガス自動車		非課税	
平成17年 排出ガス 基準75% 低減達成 かつ	平成32年度燃費基準+10%達成車		
	平成32年度燃費基準達成車又は 平成22年度燃費基準+50%達成車		
	平成27年度燃費基準+10%達成車又は 平成22年度燃費基準+38%達成車	2%	1%
上記以外		2%	

例1) 平成32年度燃費基準+10%達成車(自家用新車)を100万円で取得
自動車取得税 12,000円 ⇒ 環境性能割 非課税

例2) 平成32年度燃費基準達成車(自家用新車)を100万円で取得
自動車取得税 16,000円 ⇒ 環境性能割 10,000円

(3) 適用日

平成31年10月1日以降に取得された3輪以上の軽自動車から適用します。

(4) 軽自動車税の課税免除等を県内統一の取扱いとする改正

ア 環境性能割

環境性能割に係る課税免除等について規定するものです。なお、賦課徴収事務等を県が行うことに伴い、円滑な事務執行のため、環境性能割に係る課税免除（非課税）及び減免について、県内統一の取扱いとすることが不可欠なことから、県が賦課徴収等の事務を行う間は、県の規定に合わせることにするものです（施行日は、平成31年10月1日）。

イ 種別割

環境性能割の創設を機に、市税条例施行規則に定める軽自動車税の種別割に係る減免の取扱いを変更するものです。

個人については、障害者手帳の交付を受けていれば減免対象としています。しかし、本市の福祉施策において、移動手段に係る助成（タクシー利用券、自動車燃料費）対象を、障害の級数、程度に応じて区分しており、種別割においても、歩行が困難で自動車を使用せざるを得ない方に限って減免対象とすべきこと、及び県内他市の多くが、現行の軽自動車税に係る減免の取扱いを県の自動車税に係る減免の取扱いと同様に、障害者の級数、程度に応じて区分していることから、本市においても障害の級数及び程度に応じて減免するよう改めるものです。

また、法人については、減免対象を拡充するものです（施行日は、平成32年4月1日）。

(5) 過料の設定

環境性能割に係る不申告等に関し、10万円以下の過料を科すものです。

4 その他

移動が生じた引用条項を改めること（施行日は、平成31年4月1日）。